

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北本市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北本市地域

(1) 現況

本地域の農業は、古くから荒川、元荒川流域では水稻作、中央部の台地では麦、さつまいも等を主要作物とした農業経営が行われてきたが、近年、きゅうり、トマトのハウス栽培や菊、ユリをはじめとする切花、鉢物等の施設園芸、また本市の立地条件を活かしたプラムや梨の果樹栽培も盛んに行われている。

農業構造については、農家戸数は328世帯あり、農家1世帯あたりの平均耕地面積は106aである（2010農林業センサスより）。

本地域は、首都近郊に位置し他産業への就労機会も多いため、恒常的勤務による1ha未満の兼業農家が多く、また、農業者の高齢化により農業生産基盤の維持が難しくなっている。よって、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北本市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。